

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み	
大項目	小項目					
II 循環型社会の形成	1. リサイクルの推進	(1) 建設工事のゼロエミッション化	【公共工事の利用土砂に占める建設発生土の割合を平成17年度までに80%に向上させ、新材の利用量を20%に抑制】	平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(事務次官通知)に掲げる諸施策について、公共工事土量調査の実施、建設発生土等の指定処分の徹底、各地方建設副産物対策連絡協議会等における建設発生土の工事間利用調整の実施、廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討などを推進したところ。	今後とも引き続き、本行動計画に掲げる施策の着実な実施を推進していく。	
		113	【浚渫土砂を、適切な処置をすることにより建材材料として有効利用。特に港湾工事に用いる地盤材料としての工学的特性を検討】	平成16年度に「管中混合固化処理工法」による現地改良地盤の特性」に関する研究を実施	平成16年度にて終了予定	
		114	○建設発生土等の有効利用のための技術開発	【民間事業者、県、国が連携し、モデル県において平成16年度に行動計画を策定】	モデル県において建設発生土のリサイクルを推進するため、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会に設置した「建設発生土のリサイクル推進方策等に関する連絡部会 千葉ワーキング」を開催し、建設発生土のリサイクルの現状把握、課題整理、リサイクル促進の具体的な施策の検討などを進めたところ。	平成17年度中には同ワーキングの成果として、千葉県における建設発生土のリサイクル促進行動計画(仮称)を策定する予定であり、これを踏まえて、建設発生土のリサイクル促進行動計画(仮称)を全国展開する予定。
		115	○建設発生土のリサイクル促進行動計画の策定	【平成16年度より、建設発生土等を利用した高性能なリサイクル木質建材の開発・普及を促進】	民間事業者等より技術開発提案を募集し、高性能なリサイクル木質建材の開発に対する支援を実施。	平成17年度も引き続き、民間事業者等より技術開発提案を募集し、高性能なリサイクル木質建材の開発に対する支援を実施。
		116	○リサイクル木質建材の市場化への支援策(技術開発、性能評価)	【平成16年度より、木造住宅の分別解体や再使用を容易にするため、木造住宅を建設する際に配慮すべき事項をとりまとめ】	碎組壁工法建築物の再資源化・資源循環化技術の研究に対して補助	・引き続き碎組壁工法建築物の再資源化・資源循環化技術の研究に対して補助を継続 ・平成17年度より木造住宅から発生する建設発生土材をリユースする方策の検討を開始
		117	○木造住宅の分別解体や再使用が容易にできる建築技術の推進			

大項目	中項目	小項目	行動計画第二章中の項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
				建設汚泥リサイクル促進行動計画の策定	118	【リサイクルが遅れている建設汚泥について、リサイクル促進のための施策を平成16年度中にとりまとめ】	建設汚泥のリサイクルを促進するため、建設汚泥を取り巻く現状の課題の抽出、対策の検討を行うとともに、その結果を建設汚泥に関する取扱いの指針である「建設汚泥リサイクル指針(平成11年11月)」及び「建設汚泥リサイクル指針(平成13年7月)」等に反映するため、国土交通省と環境省との共同により、「建設汚泥の再生利用に関する検討を行う」「建設汚泥の再生利用に関する連絡調整会議」を開催しているところ。	今後とも引き続き、国土交通省と環境省との共同により、建設汚泥の再生利用に関する検討を進めていく予定。 また、建設汚泥の再生利用に関する国土交通省の具体的な指針を検討する「建設汚泥再生利用指針検討会」の第1回を平成17年6月に開催し、建設汚泥の再生利用に関する検討等を進めていく予定。
				建設リサイクル法の徹底	119	【平成16年度以降、分別解体を徹底するため、都道府県、特定行政庁による工事現場パトロールを強化】	実施されている分別解体等の工事が建設リサイクル法に基づき都道府県に対して届出されているかが公衆に識別できるようにするために、対象建設工事の届出時に届出済みシールを交付し、現場の標識に貼り付けるよう指導する届出済みシールの交付の推進を行った。平成15年度末現在に実施済みである都道府県数と比べ平成16年度末現在の実施済みである都道府県数は約6割増加。	平成17年度以降において都道府県等と連携しつつ、法の実効性を確保するため、引き継ぎ届出済みシールの交付等を推進していく。
				解体工事仕様の標準化	120	【平成18年度までに、官庁施設の解体材料の再利用・再資源化の方法及びそれを応じた解体手法を標準化】	平成16年度に各地方整備局営繕部発注の解体工事事例データの整理、共通的な部分の抽出を行うとともに、関係団体からの意見の分類・整理を実施。平成17年度「解体工事仕様書」の原案作成に着手。	平成17年度においては、「解体工事仕様書」の原案を作成し、18年度中に標準化の予定。
				リサイクル手法の開発による建設混合廃棄物の削減	121	【建設リサイクル法により分別解体を徹底しても、現在の技術水準では建設混合廃棄物として最終処分せざるを得ない建築系廃棄物について、平成17年度中をめどに、技術開発により再資源化が可能となる品目を抽出し、それらのリサイクル手法を開発】	現状調査により、再資源化の対象候補として断熱材(グラスウール、ロックウール)・塩化ビニル製品などを選定し、再資源化実現のための技術的条件・経済的條件の明確化、再生資材の特性・用途に応じた排出一投入基準(リサイクル技術基準)について策定を進めている。また、あわせて環境的側面からその有効性を検証するための手法について検討を行っている。	平成17年度においては、これまでの成果を取りまとめるとともに、技術開発促進のためのガイドラインを作成予定。

大項目	行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
	中項目	小項目				
	(2) 輸送部門関連のリサイクルの推進		122	<p>【廃船処理が困難なFRP船を再生資源として活用し、適正処理が行えないことから生じるFRP船の不法投棄・放置沈没・廃船化防止の一助とするため、使用済みFRP船リサイクルシステムを構築する。このため、平成15年度までのリサイクル技術の開発結果を踏まえ、平成16年度はシステムの制度面について検討を行い、平成17年度を目途に運用開始】</p>	平成16年度に、セーフティーネット機能・モニタリングシステム・使用済みFRP船の引取基準に関して、調査・検討を実施した。	平成17年度中に、FRP船と他FRP製品の併せ処理、FRP船種に応じた効率的な解体処理等の調査研究を実施予定。
		○自動車リサイクルの推進	123	<p>【平成17年1月から本格施行される自動車リサイクル法の環境整備として、新たな抹消登録制度や自動車重量税の還付制度の円滑な導入に向けて適切に対応】</p>	自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る新たなリサイクル制度を定めた自動車リサイクル法の本格施行に併せ、自動車リサイクル法に従って解体されることを確認した上で抹消登録等を行う改正道路運送車両法が、平成17年1月から施行された。また、使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度も併せて施行され、これらにより、使用済自動車の適正処理の促進及び不法投棄の防止を図っている。	引き続き自動車リサイクル制度の円滑な実施を確保する。
	2. 静脈物流システムの構築	○リサイクルポート高度化プロジェクトの実施	124	<p>【平成16年度以降に静脈物流ネットワーク構築に向け、循環資源の円滑な取扱いに必要な技術開発、港湾における循環資源ストック調整システム(仮称)の構築、リサイクルポート間実証実験の実施】</p>	<p>港湾における循環資源物流支援システム(仮称)の構築については、平成17年度に検討を予定している。</p> <p>リサイクルポート間実証実験の実施については、平成15年度に東京・北海道間、平成16年度には中国エリアにて実施した。</p>	引き続き調査等を推進する。
			125	<p>【リサイクルポートにおいて循環資源を専門的かつ円滑に取扱うための港湾施設の整備を、平成16年度に北九州港、神戸港等において推進するとともに、リサイクルポートにおける施設整備支援メニューを拡大】</p>	<p>港湾施設の整備については、北九州港等において推進している。</p> <p>施設整備支援メニューの拡大については、平成17年度より新規制度を導入することとなった。</p>	引き続き整備を推進する。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
						126	【平成16年度中に港湾における循環資源の取扱いを円滑にするためのルールを明確にするため、循環資源取扱いに関するガイドラインを策定】	循環資源取扱いに関するガイドラインについては、平成16年6月に策定し、周知したところである。	措置終了。
					○建設副産物小口巡回回収システムの構築	127	【平成16年度以降に臨海部における汚染土壌処理対策を検討】	汚染土壌処理対策検討については、現在検討中である。	引き続き処理対策を検討する。
					○建設副産物小口巡回回収システムの構築	128	【建設副産物をリサイクル用途に合わせて分別し、少量化・多品目化した建設副産物を分別した状態のまま効率よく回収する建設副産物小口巡回回収システムを構築】	首都圏建設副産物小口巡回共同回収システムを構築するため、関係省、関係地方公共団体、排出事業者、収集運搬業者、産業廃棄物処理業者で構成する協議会を立ち上げるべく、平成17年5月20日に設立準備会を開催。	平成17年6月に第1回協議会を開催し、首都圏建設副産物小口巡回共同回収システムの構築に向けて、検討を進めていく予定。
					○廃棄物海面処分場の建設・管理技術の研究	129	【平成17年度までに安全で管理しやすい廃棄物処分場の建設するための、遮水構造を対象とする漏水検知・監視システム、地盤環境モニタリングユニット（従来の地盤調査試験の一つ）に環境計測機能を追加したもの）と地盤情報システムを活用した環境情報収集技術および地盤の強制浄化技術を開発。また、跡地の高度利用に資する技術開発等を実施】	平成16年度まで研究名「廃棄物海面処分場の建設・管理技術の研究」 廃棄物埋立護岸の遮水構造や、その信頼性、遮水システムに関する研究・開発を実施した。 平成17～19年度 研究名「廃棄物海面処分場の土地利用に適用可能な地盤技術の研究」 廃棄物海面埋立処分場の土地利用を高度利用するために適用できる地盤技術について取り組む予定。	有害物質の漏出防止を図りながら廃棄物地盤を土地として安全に利用するために、基礎工事に適用可能な技術、不同沈下や残留沈下対策として適用可能な技術について提案していく予定。
					○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト等の推進(リサイクル技術、エネルギー活用技術)	130	【産官学の適切な役割分担のもと、総合的・重点的に技術開発を進めるSPIRIT21の技術課題として「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(Lotus Project)」を推進し、汚泥をバイオマスエネルギー等として最大限有効活用する技術を開発(平成16年度中に開発技術を選定、平成20年度までに研究開発を完了)】	平成17年6月を目途に研究を開始する予定。	各技術の研究開発計画について審議を行い、出来る限り速やかに実用化を図る予定。
		3. バイオマスの有効活用							

行動計画第二章中の項目		今後の見込み	
大項目	中項目	小項目	
	施策名	施策の概要	現在の状況
	整理番号		
	131	<p>【平成16年度から、バイオディーゼルの植物油を加工して作られたディーゼル自動車用燃料により走行する自動車】の開発・試作を進めつつ、安全・環境性能についての評価を実施】 NO.8の再掲</p>	<p>バイオディーゼル燃料専用車の開発・試作に必要となるバイオディーゼル燃料専用車の開発と排出ガス・安全・耐久性性能を中心とした評価を引き続き行う。</p>
	132	<p>【我が国におけるロンドン条約議定書(96年議定書)締結に向けた準備を踏まえ、従前より海洋投棄から陸上処分やリサイクルに転換している下水汚泥については、全ての下水道管理者が海洋投棄を中止(平成16年度より実施)】</p>	<p>平成16年4月1日より全ての下水道管理者が自主的に下水汚泥を海洋投棄せず陸上処分やリサイクルに転換している。</p>
	133	<p>【平成16年度に、積雪寒冷地である等の北海道の地域特性を踏まえ、未利用木質系バイオマスをエネルギーや有用物質に変換する際の技術面、経済面、環境面での可能性や課題を調査、検証することによって、これらの高度利用技術の方向性を示し実用化につなげることにより、循環型社会の構築を促進】</p>	<p>これまで、北海道内における未利用木質系バイオマスの利用動向を調査するとともに、モデル地域における未利用木質系バイオマスの有効活用システムを検討。 木質系バイオマスの高度利用技術として水素発酵法(微生物の働きにより木質系バイオマスを分解し、水素を得る技術)、HBS法(高沸点アールコール溶媒により、木質系バイオマスから有用物質を分離する技術)について実証実験を実施。 また、平成16年7月、12月に調査検討会を開催し、調査の実施状況を報告するとともに、有識者による意見交換を実施。 さらに、平成16年11月には「北海道バイオマスセミナー」を開催し、バイオマス利活用に係る知見の普及に努めた。 平成17年3月に、北海道における木質系バイオマス利活用についての今後の展開方向を内容とする調査報告書を調査検討委員会できりまとめ、当該調査は終了したところ。なお、本報告書は関係機関に配布され、今後の未利用木質系バイオマス利活用促進に寄与することとしている。</p>
			<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の改正時に下水汚泥の海洋投棄を禁止する制度改正を行う予定。</p>
			<p>本調査は、平成16年度をもって完了。</p>

大項目	行動計画第二章中の項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
				○バイオマス資源の輸送効率化	134	【平成16年度以降にバイオマス資源輸送効率化に資する海上輸送を活用した環境負荷の小さい静脈物流システムについて検討】	静脈物流システムの検討については、木くず等バイオマス資源を含めた循環資源の広域的な流動の促進について現在取組み中である。	引き続き流動促進に取り組む。
				○生ゴミ等有機系廃棄物の最適処理による環境負荷低減技術の開発	135	【平成16年度までに、デイスポーターが導入された場合についての生ゴミのリサイクル及びエネルギー回収による環境負荷低減を含む影響の考え方をとりまとめ】	デイスポーターを利用した生ゴミ等有機系廃棄物の収集・処理技術について、下水道システム、地域社会への影響、環境および経済性等を総合的な観点から評価する手法を提案している。これらの成果は、近々公表予定の「デイスポーター導入時の影響判定の考え方に」に反映されている。デイスポーターで破碎した厨芥を直接下水道に投入できない場合等に対応する分散型静脈システムについても総合的計画手法(計画・設計技術)を提案する。また、総合評価としてデイスポーターと下水道の組み合わせによる生ゴミ収集処理についておける技術的課題を整理し、環境および経済性を総合的に評価した場合のデイスポーター排水受入の是非、もしくは独立して設置する分散型静脈システムへの導入の判断のためのパーツを提供する。	平成16年度において、措置が終了。
				○官庁施設における生ゴミリサイクルの促進	136	【平成17年度までに、生ゴミ処理計画指針(仮称)を策定し、官庁施設において発生する生ゴミの適正な利用、再資源化の促進に寄与】	生ゴミ処理計画指針(仮称)の策定に向けて、関係業界へのヒアリング並びにデータの収集及び整理を実施中。	平成17年度中に、生ゴミ処理計画指針(仮称)を策定する。 ・同計画指針に基づき生ゴミ処理設備及び生ゴミのリサイクル体制の普及を図る。
				○みどりリサイクルの推進	137	【公共空間における剪定枝・刈草・落ち葉などの有効利用を図るため、焼却処分を極力廃止してチップ化、堆肥化等を進め、近隣の農地や果樹園等での利用を促進するとともに、近隣の公園緑地、港湾空間等の公共空間において利用を図るシステムを整備(平成16年度より各地方整備局単位でシステム整備に着手)】	公共空間における剪定枝・刈草・落ち葉などの有効利用を図るため、国土交通省の直轄事務所等にヒアリングを実施するなど、リサイクルの現状把握と課題整理に取り組んでいるところ。	今後とも引き続き、みどりリサイクルの現状と課題に関する調査・検討を進めていく予定。

大項目	行動計画第二章中の項目		施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
	中項目	小項目					
Ⅲ健全な自然環境の確保・水循環系の構築	1. 良好な環境を有する国土づくり			138	【上記のシステム整備とあわせ、利用用途の拡大に資する技術開発を実施する。】	刈草の利用用途の拡大に資する刈草RDF(リサイクル固形燃料)技術について、現在、その効果を検証するための試験施工を実施している。	今後とも、みどりリサイクルのシステムの整備とあわせ、利用用途の拡大に資する技術開発を実施する予定。
			○持続可能な国土の創造に向けた国土計画の改革	139	【全国規模の水と緑のネットワーク形成など循環型・自然共生型の国土づくりに向け、国土の利用、開発及び保全を一体的に進めるための国土計画の改革を推進(平成17年度を目途に「国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策の方針」を提示)】	平成16年5月の国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検～“新しい国のかたち”へ向けて～」及びその後の検討を踏まえ、今後の経済社会の姿に適応した新たな国土計画の具体化に向けた取り組みを進めている。 また、現行国土利用計画の点検を行い、全国規模の水と緑のネットワークの形成をはじめとする国土利用の質的向上を図るための検討を進めている。	制度改正成立後、新たな国土計画の内容に係る検討を開始予定。 【制度改正】 法律等件名:総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案 概要:社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について名称を国土形成計画(仮称)に改めるほか、「良好な環境の創出」などを新たに計画事項に位置づける等の改正を行う。 (17年3月国会提出)
			○大都市圏における都市環境インフラの策定及び推進	140	【平成16年度より、平成15年度に策定された「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を推進するとともに、近畿圏においてもグランドデザインの策定を検討】	首都圏については、近郊緑地保全区域の指定に向けた具体的な検討・調整を小網代地区(神奈川県三浦市)で行っているほか、関係省や都県等から生物の分布等の自然環境に関するデータを収集し、関係主体が相互に利用できる総合的なデータベースの整備を進めている。 近畿圏においては、平成16年3月に設置された「近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議」に続いて有識者からなる研究会を平成16年8月に設置し、保全すべきまとまりのある自然環境の抽出に向けて作業中。	首都圏における近郊緑地保全区域の新たな指定に関する検討や、「首都圏における都市環境インフラのグランドデザイン」の中で保全すべき自然環境と位置づけられた地域等における行政と市民やNPO等の多様な主体による取り組みの促進に関する調査を実施予定。 近畿圏においても、引き続き自然環境の再生・創出を含めた総合的な近畿圏の都市環境インフラの将来像を検討していく。
		○水と緑豊かな街の実現に向けた都市計画制度の活用		141	【平成17年度までに運用の指針を地方公共団体に提示】	政策課題対応型都市計画運用指針「水と緑豊かな街の実現」について、内容の検討中。	引き続き所要の検討等を実施

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
					○環境に配慮した都市計画策定のための基礎データ整備	142	【平成18年度までに都市計画基礎調査としての環境情報の整備方策を検討】	環境負荷の小さな都市構築のための都市計画活用手法について、所要の検討を行うとともに、研究会を平成17年2月に設置したところ。	引き続き、研究会の開催及び所要の検討を実施する。
					○海洋・沿岸域の総合管理の推進	143	【平成16年度より、沿岸域における開発と環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理の考え方に基つき、国際的な先進事例となりうるようなモデル的な取組について検討を開始】	沿岸域における開発・利用と環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理を推進するための取り組みを実施するため、所要の予算要求等を行っている。	統合沿岸域管理を推進するた め、即地的な調査を実施する。
					○港湾の施設の技術上の基準の改訂	144	【平成18年度までに港湾の施設の技術上の基準において、環境配慮への考え方を明確化】	技術上の基準において、環境性に関する記述を追加する。	港湾の施設の技術上の基準の改訂にあわせて、検討を行って いく予定。
					2. 水と緑のネットワーク化計画(仮称)の推進	145	【公園、下水道、河川、砂防、道路、港湾事業等による水と緑のネットワーク形成について、関係省庁との連携の視点も踏まえつつ、総合的な連携支援体制を整備(平成16年度より)】	○平成16年度 社会資本整備事業調整費(調査の部)エコノミカルネットワークの構築に向けた公共事業連携方策検討調査」の活用等により、水と緑のネットワーク形成について、関係省庁との連携の視点も踏まえつつ、総合的な連携支援体制を検討 ○改正都市緑地法に基づき、緑の基本計画制度の充実、緑化地域制度の創設、立休都市公園制度の創設等による緑地のネットワークの形成の推進 ○緑地のネットワークの形成を総合的に支援する緑地環境整備総合支援制度の創設	○引き続き、所要の検討等を実施するとともに、地方公共団体等の取組を支援する観点から、取組の参考となる総合的なマニュアルの作成、地方支分部局における地方公共団体等の相談・連絡窓口の設置等について措置。 【制度改正】 法律等件名：都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年12月17日施行) 概要：緑の基本計画の拡充、緑地保全地域制度の創設、緑化地域制度の創設、立休都市公園制度の創設等
					○都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生	146	【地方公共団体等の取組を支援するため、取組の参考となる総合的なマニュアルを作成するとともに、地方支分部局において、地方公共団体等の相談・連絡窓口を設置(平成17年度に措置)】	学識経験者の検討会である「都市水路検討会」(座長：井上和也 京都大学防災研究所長)を平成16年7月に設置し、都市における水路の役割を再評価し、その活用及び水質の確保に向けての現行制度の課題と今後のあり方について中間報告をとりまとめたと。本中間報告を受け、平成17年3月に検討モデル地域を公募し、全国7地域を決定したところ。	全国7地域のモデル地域における取組みを通して、具体的な措置内容の検討を進める。
					○都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生	147	【都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のため、法制度を含む計画・事業制度についての検討を踏まえ、その実現に向けての制度構築を平成17年度に措置】		

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
	小項目				
	○国土交通省「緑の政策大綱」の策定	148	【環境行動計画を受けた緑の分野の取組を具体化するものとして、国土交通省の「緑の政策大綱」を策定(平成16年度に措置)】	平成17年度秋を目途に国土交通省の「緑の政策大綱」を策定作業中	大綱の策定と、それに基づく総合的な施策展開を実施
	○国土交通省「緑の現状調査」と「緑のデータ集」作成	149	【都市等の緑の施策の定量的な目標設定や達成度分析のために、全国を対象とした横断的な現状調査とデータ整備を実施(平成16年度に着手、約4年間)】	都市等の緑の施策の定量的な目標設定や達成度分析のための現状調査及びデータ整備を開始	引き続き、所要の調査、データ整備等を実施
	○臨海部の緑のネットワークの形成	150	【港湾におけるハブリックアクセス(水辺空間への市民利用促進)としての緑地のネットワークを形成するとともに、その核となる大規模な港湾緑地等を整備。平成16年度に尼崎西宮芦屋港、堺泉北港で先導的に整備。また、東京港においても整備に向けた検討を実施】	平成17年度は尼崎西宮芦屋港および堺泉北港において現地整備を推進しており、東京港については、市民参加など森づくりのあり方等に関する検討調査を進めている。	尼崎西宮芦屋港および堺泉北港においては引き続き現地整備を促進する予定。東京港については引き続き検討調査を進めていく予定。
	○環境と共生した住宅・市街地整備の展開	151	【環境に総合的に配慮したモデル性の高い住宅市街地整備の促進を図るとともに、平成16年度より住宅市街地整備における緑化のための支援策を強化】	①環境共生住宅市街地モデル事業の補助対象を見直し、環境に総合的に配慮したモデル性の高い住宅市街地整備を促進。 ②平成16年度より21世紀都市居住緊急促進事業の要件に都市緑化対策を位置づけるとともに補助率の積算に係る項目を見直し、住宅市街地整備における緑化を推進。	引き続き環境共生住宅市街地モデル事業、21世紀都市居住緊急促進事業に対して補助を継続
	○水と緑を活かした良好な市街地環境を形成する市街地整備の推進	152	【住民と行政・事業者が協力し、個性ある街並みの形成に併せて高質な公共空間の創出を実施するふささとの顔づくりモデル土地区画整理事業を一般的に展開すること等により、水と緑を活かした良好な市街地環境の形成を推進】	平成16年度に、ふささとの顔づくりモデル土地区画整理事業の一般化を実施した。	平成16年度において、措置が終了。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
3. 健全な水環境・水循環系の構築	3. 健全な水環境・水循環系の構築								
					<p>○水・物質循環システム健全化プログラム(仮称)の推進</p>	153	<p>【平成16年度中に、国土の健全化を進めるため、流域を一つの系としてとらえた持続可能な流域管理手法の考え方をとりまとめ】</p>	<p>学識経験者等を含む「21世紀の社会システム、国土管理のあり方に関する研究会」(座長:丹保憲に放送大学長)において、わが国が持続的に活力を維持しうる水に関連した社会システムのあり方について検討を行い、その成果を冊子としてとりまとめたところ。</p>	<p>平成16年度において、措置が終了。</p>
					<p>○水・物質循環システム健全化プログラム(仮称)の推進</p>	154	<p>【平成18年度までに、モデル地域を選定して健全な循環システムの再生計画を策定し、関係機関と連携しながら総合的に支援】</p>	<p>平成16年度は、林野庁及び水産庁と連携し、土砂及び土砂とともに移動する栄養塩を主な対象とし、その挙動を分析することによって、河川及び海域における水質及び生態系の健全化のためのモデル施策の実施に関する検討を行った。</p>	<p>平成17年度には、流域における栄養塩類の動態(インパクト)と沿岸海域生態系への影響(レスポンス)について、関係各機関と連携を図りながら調査・検討を実施。</p> <p>平成18年度までにインパクトとレスポンスの関係を踏まえ、栄養塩類の循環システムの再生計画を、モデル地域において策定する。</p>
					<p>○雨水貯留・浸透施設の整備等</p>	155	<p>【平成16年度から、特定都市河川・流域指定並びに流域水害対策計画を策定するとともに、本格的に雨水貯留・浸透施設等の整備を実施】</p>	<p>平成17年4月に鶴見川を特定都市河川に指定。その他の各流域においても特定都市河川・特定都市河川流域の指定及び流域水害対策計画の策定に向けた調整を行っている。</p> <p>民間事業者による雨水貯留・浸透施設の整備を促進するため、税制優遇措置を延長及び拡充。</p> <p>【平成17年度税制改正】</p> <p>事項名:雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置の延長及び拡充</p> <p>概要:雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置について、特定都市河川流域以外の対象施設の貯水容量を300立方メートル以上とし、対象施設に3,000平方メートル以上の透水性を有する舗装等を加え、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>調整を終えた流域から、順次特定都市河川・特定都市河川流域の指定を進めるとともに、本格的に雨水貯留・浸透施設の整備を実施していく。</p>

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目				
	小項目	156	<p>【下水道において経済的インセンティブの付与を介し、経済合理性に沿った排出負荷量の調整配分を行う計画制度の法制化を平成17年度に措置】</p>	<p>流域全体で高度処理を効率的に推進し、閉鎖性水域の水質を効果的に改善するため、下水道管理者間で高度処理を協力して行う手法を創設する下水道法の一部改正について、平成17年3月に閣議決定し、現在国会成立を目指し努めているところ。</p>	<p>下水道法の一部を改正する法律の円滑な施行に向けて、政令の制定を行う。 【制度改正】 法律等件名：下水道法改正 概要：下水道管理者は、他の下水道管理者が行う高度処理(窒素又は磷を多くかつ確実除去することができる処理)を併せて効率的に行うための処理施設を設置することができることとする。</p>
		157	<p>【下水道管理者が放流先の水域の状況を考慮して窒素・りんを計画放流水質に位置づけることにより、高度処理を積極的に推進(平成16年度より逐次推進)】</p>	<p>平成16年4月1日より改正下水道法施行令が施行されており、同施行令の円滑な施行に努めているところ。</p>	<p>今後とも下水道法施行令の円滑な施行に努めていく。</p>
		158	<p>【計画放流水質を定めることにより、標準的な処理方法の放流水質基準(BOD)を従来20mg/Lから15mg/Lに強化(平成16年度より逐次推進)】</p>		
		159	<p>【すべての合流式下水道は平成16年度より改善対策を義務づけ。原則10年間で改善対策を完了】</p>	<p>平成16年4月1日より改正下水道法施行令が施行されており、同施行令の円滑な施行に努めているところ。</p>	<p>今後とも下水道法施行令の円滑な施行に努めていく。</p>
		160	<p>【平成16年度中に合流式下水道改善対策関連24技術の開発を完了し、逐次導入を推進】</p>	<p>平成17年3月15日までに、きよ雑物除去、高速ろ過、凝集分離及び計測・制御、消毒の4つの分野に関する合流式下水道改善対策関連24技術の開発が完了している。</p>	<p>引き続き、合流式下水道改善対策関連24技術を活用した合流改善の推進に努めていく。</p>
				<p>http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040317.html</p>	

大項目	中項目	小項目	行動計画第二章中の項目	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
		○河川・湖沼の水質浄化対策の推進		161	【平成17年度までに微生物や植生による浄化に関する技術を確立し、平成18年度までに水質汚濁の著しい全国の河川・湖沼において本格的に導入】	平成16年度には、特に汚濁の著しい閉鎖性水域である湖沼を対象に、植生浄化に関する既往知見を収集。	平成17年度は、湖沼水質の微生物や植生による浄化に関する技術を確立し、平成18年度から、都市水環境整備事業費で行っている浄化事業に対し、これからの技術を積極的に用いて浄化を進めていく。
				162	【ダイオキシン等の微量化学物質に関する浄化技術について、平成17年度までに技術を確立し、平成18年度までに全国の水質汚濁の著しい主要な河川において対策に着手】	平成16年度には、民間から河川底質の分解無害化技術を公募し、実際に小規模の処理施設を用いて分解無害化処理を行い、各技術の比較検討・評価を実施。原位置固化技術については、モデル地域において処理実験を実施。	平成17年度は、平成16年度の試験において良好な生成を挙げた数手法を対象に、さらに規模を拡大し、実験的に河川底質の実処理を行うこととしている。
		○ダム湖環境改善プロジェクト		163	【平成16年度中に、ダムに関する環境負荷について再点検を実施】	ダムに関する環境負荷について再点検を実施中。	平成17年度において平成16年度に引き続き実施する。
				164	【平成17年度以降、再点検結果を踏まえダムによる環境影響の予測・評価及び保全対策技術の高度化を図るとともに、環境保全技術への展開を推進】	ダムに関する環境負荷についての再点検結果を踏まえ、調査・予測・評価手法や保全対策技術の高度化のための調査検討に着手した。	調査・予測・評価手法や保全対策技術の高度化のためノウハウについて手引き等として適宜とりまとめいく予定。
		○水源の保全に向けた取組		165	【平成16年度より、ダム湖の水質汚濁防止や水源地域の環境保全を図るためのNPO等との連携方策の検討、水質対策事業計画の策定支援及び水源地域対策基金による事業を実施】	水源地域に対して環境保全の観点から活動しているNPO等の調査を実施しており、課題対応等について整理を行っている。	引き続きNPO等との連携方策や水質対策事業計画の策定支援等を図る。
		○官庁施設における雨水排水再利用の推進		166	【平成16年度中に新技術の採用等による水資源のさらなる有効利用を図るため、雨水再利用・雨水利用システム計画基準の改定を実施】	排水再利用・雨水利用システム計画基準を改定し、各地方整備局等にて適用中。	水事情の逼迫した地域への先導的導入を実施。